

京都市上下水道局告示第23号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成16年9月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

右京区梅津榊原町16

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

北区

上賀茂荒草町の一部、上賀茂榊田町の一部、上賀茂松本町の一部、上賀茂桜井町の一部、上賀茂岩ヶ垣内町の一部、上賀茂今井河原町、上賀茂藪田町の一部、上賀茂高繩手町、上賀茂石計町

大宮薬師山東町の一部、大宮西総門口町、西賀茂神光院町、西賀茂角社町、西賀茂鎮守菴町、西賀茂大道口町、西賀茂坊ノ後町、大宮北山ノ前町、大宮西山ノ前町の一部

平野上柳町、平野東柳町、衣笠大祓町、平野宮北町、平野宮西町、平野上八丁柳町、平野八丁柳町、平野宮本町、平野鳥居前町の一部、平野桜木町の一部、北野紅梅町の一部、小松原北町の一部、大北山原谷乾町の一部、衣笠衣笠山町

大將軍坂田町，大將軍東鷹司町の一部，大將軍西鷹司町

紫野上野町，紫野泉堂町の一部，紫野西泉堂町，紫竹西野山町の一部，紫野今宮町，紫野東蓮台野町，紫野西蓮台野町，紫野大徳寺町の一部，紫竹西高繩町の一部
紫野下石竜町の一部，紫野上門前町の一部，紫野下門前町，紫野門前町，紫野雲林院町の一部

上京区

末広町，佐竹町，南佐竹町，若松町，末之口町の一部，滝ヶ鼻町，柏清盛町，風呂屋町，溝前町，東今小路町，西今小路町，南上善寺町，西上善寺町，真盛町，笹屋町四丁目，笹屋町五丁目，大文字町，烏丸町，三条殿町，西今出川町，一観音町，玉屋町

有馬町の一部

4 委託の期間

平成16年9月10日から平成17年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)